

福島県会津地域での田舎暮らしを御検討中の皆様へ 現地見学のための宿泊費を **最大 1 万円** 応援します！！



補助制度の概要

【対象となる方】 福島県外から、会津地方振興局管内 13 市町村への定住・二地域居住を希望する 45 歳未満の方

※対象市町村：会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町

【必ず行っていただきたいこと】※次のいずれも満たす必要があります。

- ① 「仕事探し」、「住まい探し」、「移住等に関する相談」のいずれかを行うために、対象市町村内において宿泊を伴った現地見学を行うこと。
- ② 現地見学にあたり、市役所・町村役場を訪問（※）し、定住・二地域居住に関する相談等を行うこと。

（※）休日等により市役所・町村役場が対応できない場合には、市町村又は県が別途指定する方を訪問していただきます。

【補助額】 宿泊費の 2 分の 1 以内を限度とし、1 人 1 泊あたりの補助上限額は 2,500 円、1 人あたり 2 泊まで、1 世帯あたり 2 人までとする。

【例】 1 泊 7,500 円の宿泊施設に夫婦で 2 泊した場合、

1 泊あたりの補助上限額 2,500 円 × 2 人 × 2 泊 = 1 万円を補助。

【対象期間】 平成 28 年 9 月 15 日（木）から平成 29 年 2 月 28 日（火）までに、上記に定める現地見学を行った場合に補助します。

【募集期間】 第 1 期：平成 28 年 9 月 1 日（木）から 9 月 30 日（金）まで

※補助総額が 20 万円に達するまでの先着順とします。但し、上記期日後でも予算残がある場合は、予算額に達するまで期間を延長します。第 2 期募集は 12 月頃を予定。

【申請手続き】 必要書類を下記ホームページからダウンロードし、現地見学を行う日の 14 日前までに提出してください。

（提出先）福島県会津地方振興局企画商工部 地域づくり・商工労政課
〒965-8501 会津若松市追手町 7 番 5 号

※補助金の詳細はホームページ

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01240a/iju-kibou-ouen.html>) をご確認ください。

ACCESS INFORMATION！！

北 エリア

●喜多方市 ●西会津町

伝統ある蔵や廃校を活用した芸術文化施設など、趣のある行まいが魅力のエリア。日本酒・ラーメン（醤油味、味噌味）・そばなど、名物グルメも豊富。

東 エリア

●北塩原村 ●磐梯町
●猪苗代町

磐梯山をはじめとする山・川・湖沼に恵まれた風光明媚でアクティブに活動できるエリア。会津の東の玄関口にあたり、首都圏からのアクセスも良好。



西 エリア

●柳津町 ●三島町
●金山町 ●昭和村

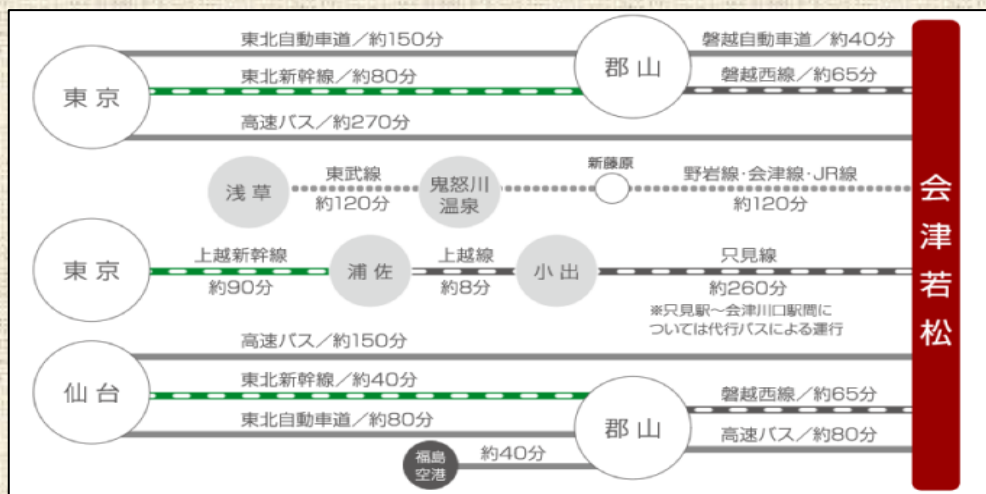
只見川をはじめとする雄大な自然と、脈々と受け継がれてきた伝統が息づくエリア。忘れかけていた日本の原風景が残り、人々のぬくもりに触れながら生活できる。

中央 エリア

●会津若松市 ●会津坂下町
●湯川村 ●会津美里町

買い物、アクセス、通勤・通学など、利便性が高いエリア。鶴ヶ城をはじめ名所旧跡も多く、市街地から少し離れると田園風景が広がる。

会津までの交通手段・所要時間



皆さんのお越しを
お待ちしております！！



【お問合せ先】

福島県会津地方振興局企画商工部 地域づくり・商工労政課

○電話：0242-29-5292 ○FAX：0242-29-5228

OE-mail：aizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp